

二次災害防止対策の課題 避難所の後進性の課題

- 地盤沈下・大潮による冠水
- 周囲を瓦礫に囲まれた
小・中学校避難所の存在
⇒余震による被害の可能性
⇒余震による津波被害の可能性
- **法律の壁？** 国による強制退去・立ち入り禁止区域の制定不可
災害対策基本法（市町村長の警戒区域設定権等）第六十三条
- **スフィア・プロジェクト人道憲章と災害援助に関する最低基準を満たさない
先進国である日本の避難所の後進性**
電気・自家発電なし、上下水道使用不可、暖房なし
食事は、おにぎりやパンで2食（消費期限切れのものも）
支援物資の貧しさ：
テレビ・洗濯機・掃除機・冷蔵庫・電子レンジ・パソコンがない長期生活



避難所周辺・避難所内

津波によるヘドロで
汚染された学校の
避難所



窓ガラスのない避難所



生活水に使用されている
濁ったプールの水



避難所からの眺め：メンタルへの影響を懸念